

愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月29日火曜日 第2760号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1
 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則.....（市町振興課）..... 2
 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則.....（私学文書課）..... 6
 愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則.....（障害福祉課）.....27
 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（長寿介護課）.....36
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....（産業創出課）.....37
 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....（都市計画課）.....41

告 示

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....（会計課）.....47

訓 令

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令.....（私学文書課）.....47

人事委員会規則

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....66
 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....66
 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....67
 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....69
 職員の新任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....70
 教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則.....（ " ）.....79
 職員の退職管理に関する規則.....（ " ）.....79

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）.....86

規 則

○愛媛県規則第5号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 省略 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員 愛媛県行政不服審査会委員 愛媛県行政不服審査会専門委員 省略 愛媛県障がい者施策推進協議会委員 省略 愛媛県障害児通所給付費等不服審査会委員 愛媛県障がい者差別解消調整委員会委員 省略	別表（第2条関係） 省略 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員 省略 愛媛県障害者施策推進協議会委員 省略 愛媛県障害児通所給付費等不服審査会委員 省略

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第 6 号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>（知事以外の執行機関 _____ への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第 6 条 条例第 4 条 _____ の都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年 6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。</p> <p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第 7 条 条例別表第 1 の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>（知事以外の執行機関に本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第 8 条 条例別表第 2 に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p>	<p>（区域内の市町の執行機関等への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第 6 条 条例第 3 条の都道府県知事保存本人確認情報の区域内の市町の執行機関への提供方法及び条例第 6 条の都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年 6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。</p> <p>（区域内の市町の執行機関に本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第 7 条 条例別表第 1 に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第 8 条 条例別表第 2 の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>（知事以外の執行機関に本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第 9 条 条例別表第 3 に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 3 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 1（第 7 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="826 1310 1444 2145"> <tr> <td data-bbox="826 1310 981 2145"> <p>条例別表第 1 市町長の項の規則で定める事務</p> </td> <td data-bbox="981 1310 1444 2145"> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例による市町税（個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。）の賦課徴収（当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「延滞金等」という。）の徴収を含む。以下この表において同じ。）に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。以下同じ。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）である場合にあっては当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p> </td> </tr> </table>	<p>条例別表第 1 市町長の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例による市町税（個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。）の賦課徴収（当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「延滞金等」という。）の徴収を含む。以下この表において同じ。）に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。以下同じ。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）である場合にあっては当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p>
<p>条例別表第 1 市町長の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例による市町税（個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。）の賦課徴収（当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「延滞金等」という。）の徴収を含む。以下この表において同じ。）に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。以下同じ。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）である場合にあっては当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p>		

ア 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの納税管理人、第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者（以下「納税者等」という。）

イ 納税者等の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）

ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

オ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

キ 納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者

ク 第三債務者又はこれに準ずる者

ケ アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の市町税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者

(2) 地方税法及び市町の条例による市町税並びに当該市町税に係る督促手数料及び延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第1（第7条関係）

Table with 2 columns and 1 row, currently empty.

別表第2（第8条関係）

1 条例別表
第2 1の
項の規則で
定める事務

(1) 地方税法及び愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）による県税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「暫定措置法」という。）により法人の事業税と併せて賦課徴収する地方法人特別税を含む。以下同じ。）の賦課徴収（当該県税に係る延滞金等並びに地方税法第48条第1項から第3項までの規定による徴収に係る個人の市町村民税並びに当該個人の市町村民税に係る督促手数料及び延滞金等の徴収を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる者（当該者が法人である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が人格のない社団等である場合にあって

			<p>は当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p> <p>ア 納税者等</p> <p>イ 納税者等の相続人</p> <p>ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者</p> <p>オ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>キ 納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者</p> <p>ク 第三債務者又はこれに準ずる者</p> <p>ケ アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の県税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者</p> <p>(2) 地方税法及び愛媛県県税賦課徴収条例による県税並びに当該県税に係る延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(3) 地方税法第73条の14第4項又は第73条の24第4項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答</p>
		<p>2 条例別表 第2 2の 項の規則で 定める事務</p>	<p>(1) 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)による資源循環促進税の賦課徴収(当該資源循環促進税に係る延滞金等の徴収を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる者(当該者が法人である場合にあっては、その商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p> <p>ア 納税者等</p> <p>イ 納税者等の相続人</p> <p>ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p>

			<p>工 <u>納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者</u></p> <p>オ <u>納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</u></p> <p>カ <u>納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p>キ <u>納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者</u></p> <p>ク <u>第三債務者又はこれに準ずる者</u></p> <p>ケ <u>アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の資源循環促進税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者</u></p> <p>(2) <u>地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例による資源循環促進税並びに当該資源循環促進税に係る延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p>
1 <u>条例別表第1 1の項の規則で定める事務</u>	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支払を受けた者又はその相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	3 <u>条例別表第2 3の項の規則で定める事務</u>	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支払を受けた者又はその相続人_____の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
2 <u>条例別表第1 2の項の規則で定める事務</u>	省略	4 <u>条例別表第2 4の項の規則で定める事務</u>	省略
3 <u>条例別表第1 3の項の規則で定める事務</u>	省略	5 <u>条例別表第2 5の項の規則で定める事務</u>	省略
4 <u>条例別表第1 4の項の規則で定める事務</u>	省略	6 <u>条例別表第2 6の項の規則で定める事務</u>	省略
5 <u>条例別表第1 5の項の規則で定める事務</u>	省略	7 <u>条例別表第2 7の項の規則で定める事務</u>	省略
6 <u>条例別表第1 6の項の規則で定める事務</u>	省略	8 <u>条例別表第2 8の項の規則で定める事務</u>	省略

7 条例別表 第 1 7の 項の規則で 定める事務	省略
8 条例別表 第 1 9の 項の規則で 定める事務	省略

9 条例別表 第 2 9の 項の規則で 定める事務	省略
10 条例別表 第 2 11の 項の規則で 定める事務	省略

別表第 2 (第 8 条関係)

1 条例別表 第 2 監査委 員の項の規 則で定める 事務	省略
2 条例別表 第 2 公安委 員会の項の 規則で定め る事務	次に掲げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。)をした場合は事業を承継した法人を含む。)である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあってはその代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (1)~(4) 省略

別表第 3 (第 9 条関係)

1 条例別表 第 3 監査委 員の項の規 則で定める 事務	省略
2 条例別表 第 3 公安委 員会の項の 規則で定め る事務	次に掲げる者(当該者が法人_____である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が人格のない社団等_____である場合にあってはその代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (1)~(4) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第 7 号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第 1 条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 3 号(第 7 条、第 9 条、様式第 4 号関係)</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <p>(教示) 1 この処分に不服のあるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求 <u>を</u> することができま</p>	<p>様式第 3 号(第 7 条、第 9 条、様式第 4 号関係)</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <p>(教示) 1 この処分に不服のあるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日 以内 に愛媛県知事に対して異議申立て <u>を</u> することができま</p>

2 この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。

2 この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。

（興行場法施行細則の一部改正）

第2条 興行場法施行細則（昭和25年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛媛県知事に対して、<u>審査請求</u> をすることができます。</p> <p>また、この処分取消しの訴えは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>判決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>省略</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛媛県知事に対して、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分取消しの訴えは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>省略</p>

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>1 （納税通知書）</p> <p style="text-align: right;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 省略</p> <p>2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>3 省略</p> </div> <p>備考 省略</p> <p>2 （納税通知書）</p> <p style="text-align: right;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 省略</p> </div>	<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>1 （納税通知書）</p> <p style="text-align: right;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 省略</p> <p>2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>3 省略</p> </div> <p>備考 省略</p> <p>2 （納税通知書）</p> <p style="text-align: right;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 省略</p> </div>

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3 省略

備考 省略

3 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

省略

省略	
注	1 省略
	2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
意	3 省略

備考 省略

4 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

注 意

1 省略

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3 省略

備考 省略

5 (納税通知書)

省略

省略	
注 意	
1	省略
2	この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
3・4	省略

備考 省略

6 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

省略

注 意

1 省略

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3・4 省略

省略

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3 省略

備考 省略

3 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

省略

省略	
注	1 省略
	2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
意	3 省略

備考 省略

4 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

注 意

1 省略

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3 省略

備考 省略

5 (納税通知書)

省略

省略	
注 意	
1	省略
2	この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
3・4	省略

備考 省略

6 (納税通知書)

(表) 省略

(裏)

省略

注 意

1 省略

2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

3・4 省略

省略

第 3 号様式（第 1 条関係）

（納付（納入）通知書）

省略
注意 1 この通知について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第 4 号様式（第 1 条関係）

（納付（納入）催告書）

省略
注意 1 省略
2 この催告について不服があるときは、この催告を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
3 省略

第 5 号様式（第 1 条関係）

（納期限変更告知書）

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この告知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第 6 号様式（第 1 条関係）

1 （強制換価の場合の徴収通知書）県たばこ税に係る分

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

2 （強制換価の場合の徴収通知書）軽油引取税に係る分

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

第 7 号様式（第 1 条関係） 取消・減額通知書

（表） 省略

（裏）

（注意）
1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2～4 省略

備考 省略

第 8 号様式（第 1 条関係）

（過誤納金等充当通知書）

第 3 号様式（第 1 条関係）

（納付（納入）通知書）

省略
注意 1 この通知について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第 4 号様式（第 1 条関係）

（納付（納入）催告書）

省略
注意 1 省略
2 この催告について不服があるときは、この催告を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
3 省略

第 5 号様式（第 1 条関係）

（納期限変更告知書）

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この告知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第 6 号様式（第 1 条関係）

1 （強制換価の場合の徴収通知書）県たばこ税に係る分

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

2 （強制換価の場合の徴収通知書）軽油引取税に係る分

省略
注意 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

第 7 号様式（第 1 条関係） 取消・減額通知書

（表） 省略

（裏）

（注意）
1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2～4 省略

備考 省略

第 8 号様式（第 1 条関係）

（過誤納金等充当通知書）

省略
注意 1 この充当について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第9号様式(第1条関係)

1 (督促状)

(表)

省略	注意
	1・2 省略
	3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
	4 省略

(裏) 省略

備考 省略

2 (督促状)

(表) 省略

(裏)

省略
注意
1・2 省略
3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
4 省略

備考 省略

第10号様式(第1条関係)

1 (通知書兼不足税額等納額告知書)県民税(法人分)、事業税(法人分)、地方法人特別税に係る分

(表) 省略

(裏)

省略
注 意
1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

2 (通知書兼不足金額等納額告知書)県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分)及びゴルフ場利用税に係る分

省略
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

3 (通知書兼不足税額等納額告知書)県たばこ税に係る分

省略
注意 1 この充当について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

第9号様式(第1条関係)

1 (督促状)

(表)

省略	注意
	1・2 省略
	3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
	4 省略

(裏) 省略

備考 省略

2 (督促状)

(表) 省略

(裏)

省略
注意
1・2 省略
3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
4 省略

備考 省略

第10号様式(第1条関係)

1 (通知書兼不足税額等納額告知書)県民税(法人分)、事業税(法人分)、地方法人特別税に係る分

(表) 省略

(裏)

省略
注 意
1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

2 (通知書兼不足金額等納額告知書)県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分)及びゴルフ場利用税に係る分

省略
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
2 省略

備考 省略

3 (通知書兼不足税額等納額告知書)県たばこ税に係る分

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

4 (通知書兼不足金額等納額告知書) 軽油引取税に係る分

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書) 自動車取得税に係る分

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書) 加算金額のみを決定した場合の分

省略

注 意

1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書) 不申告加算金額のみを決定した場合の分

省略

注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

4 (通知書兼不足金額等納額告知書) 軽油引取税に係る分

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書) 自動車取得税に係る分

省略

注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書) 加算金額のみを決定した場合の分

省略

注 意

1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書) 不申告加算金額のみを決定した場合の分

省略

注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

2 省略

備考 省略

(愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第9(第10条関係) 却下決定通知書	様式第9(第10条関係) 却下決定通知書
省略	省略

なお、この決定に不服があれば、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができますから申し出てください。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

省略

なお、この決定に不服があれば、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立てをすることができますから申し出てください。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

省略

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第5条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第12号（第8条関係） 入院命令書</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から<u>3箇月</u>以内に厚生労働大臣に審査請求することができます。</p> <p>2 省略</p>	<p>様式第12号（第8条関係） 入院命令書</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から<u>60日</u>以内に厚生労働大臣に審査請求することができます。</p> <p>2 省略</p>

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第6条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第7号（第8条関係） 入院命令書</p> <p>省略</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に厚生労働大臣に対し<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>2 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第22号の2（第28条関係） 障害者手帳交付不承認決定通知書</p> <p>省略</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に対し<u>審査請求</u>をすることができますから申し出てください。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>判決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することが</p>	<p>様式第7号（第8条関係） 入院命令書</p> <p>省略</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に厚生労働大臣に対し<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>2 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第22号の2（第28条関係） 障害者手帳交付不承認決定通知書</p> <p>省略</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に対し<u>異議申立て</u>をすることができますから申し出てください。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することが</p>

きます。
省略

注 省略

きます。
省略

注 省略

(愛媛県会計規則の一部改正)

第7条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第7号(その1)(第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係) 納入通知書</p> <p>省略</p> <p>注 1~4 省略</p> <p>5 延滞金を徴収することになっている収入についてはその徴収する場合及び根拠条例を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第1項に掲げる分担金等 _____ であるときは行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項 _____ に規定する事項を余白部分に記入すること。</p> <p>6 省略</p>	<p>様式第7号(その1)(第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係) 納入通知書</p> <p>省略</p> <p>注 1~4 省略</p> <p>5 延滞金を徴収することになっている収入については、<u>その</u>徴収する場合及び根拠条例を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第1項から第3項までの規定に該当する収入金であるときは、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項</u>に規定する事項を余白部分に記入すること。</p> <p>6 省略</p>

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第8条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p><u>(5) 愛媛県行政不服審査会に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>7 省略</p>	<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>7 省略</p>

(生活保護法施行細則の一部改正)

第9条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第21号(第6条関係) 保護決定通知書</p> <p>省略 (備考)</p> <p>(1) この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>(2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>様式第21号(第6条関係) 保護決定通知書</p> <p>省略 (備考)</p> <p>(1) この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>(2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

(3) 省略

様式第22号（第6条関係） 保護申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

1・2 省略

様式第23号（第6条関係） 保護廃止・停止決定通知書

省略

（備考）1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

ア 審査請求があつた日から50日

_____ を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

(3) 省略

様式第22号（第6条関係） 保護申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日

_____ を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

1・2 省略

様式第23号（第6条関係） 保護廃止・停止決定通知書

省略

（備考）1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日

_____ を経過しても裁決がないとき。

イ・ウ 省略

様式第66号の4（第23条の2関係） 就労自立給付金支給決定通知書

省略

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても判決がないとき。

イ・ウ 省略

(3) 省略

様式第66号の4（第23条の2関係） 就労自立給付金支給決定通知書

省略

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日

_____を経過しても判決がないとき。

イ・ウ 省略

(3) 省略

様式第66号の5（第23条の2関係） 就労自立給付金不支給決定通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても判決がないとき。

イ・ウ 省略

1・2 省略

様式第66号の5（第23条の2関係） 就労自立給付金不支給決定通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から50日

_____を経過しても判決がないとき。

イ・ウ 省略

1・2 省略

（愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第10条 愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第2号（第4条関係） 免許をしない旨の通知書	様式第2号（第4条関係） 免許をしない旨の通知書

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

様式第6号（第4条関係） 宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

（療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部改正）

第11条 療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第4条関係） 費用徴収額決定通知書</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に対し、<u>審査請求</u>をすることができます。 この決定の取消しの訴えは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>判決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。 <p>様式第2号（第4条関係） 費用徴収額変更通知書</p> <p>省略</p>	<p>様式第1号（第4条関係） 費用徴収額決定通知書</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に対し、<u>異議申立て</u>をすることができます。 この決定の取消しの訴えは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。 <p>様式第2号（第4条関係） 費用徴収額変更通知書</p> <p>省略</p>

備 考	<p>1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に対し、<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
-----	--

備 考	<p>1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に対し、<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
-----	--

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第12条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>様式第2号（第2条関係） 公文書公開決定通知書 様式第2号（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>注意</td></tr> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>審査請求</u>があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（その2）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛媛県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</td></tr> <tr><td>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</td></tr> <tr><td>注意</td></tr> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>審査請求</u>があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第2条関係） 公文書非公開決定通知書</p>	省略	注意	1・2 省略	3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>審査請求</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。	省略	1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。	2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	注意	1・2 省略	3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>審査請求</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。	<p>様式第2号（第2条関係） 公文書公開決定通知書 様式第2号（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>注意</td></tr> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>異議申立て</u>があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（その2）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛媛県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</td></tr> <tr><td>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</td></tr> <tr><td>注意</td></tr> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>異議申立て</u>があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第2条関係） 公文書非公開決定通知書</p>	省略	注意	1・2 省略	3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>異議申立て</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。	省略	1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。	2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	注意	1・2 省略	3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>異議申立て</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。
省略																					
注意																					
1・2 省略																					
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>審査請求</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。																					
省略																					
1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。																					
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。																					
注意																					
1・2 省略																					
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>審査請求</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。																					
省略																					
注意																					
1・2 省略																					
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>異議申立て</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。																					
省略																					
1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。																					
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。																					
注意																					
1・2 省略																					
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から <u>異議申立て</u> があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。																					

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第2条関係） 公文書公開決定をした旨の通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第2条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

省略
次の <u>審査請求</u> については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしました。
<u>審査請求年月日</u> 省略
<u>審査請求</u> の対象となった決定 省略
省略

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第2条関係） 公文書公開決定をした旨の通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、愛媛県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第2条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

省略
次の <u>異議申立て</u> については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしました。
<u>異議申立年月日</u> 省略
<u>異議申立て</u> の対象となった決定 省略
省略

（愛媛県職員の職務発明等に関する規則の一部改正）

第13条 愛媛県職員の職務発明等に関する規則（平成12年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不服の申出）</p> <p>第15条 職務に関連して発明等をした職員又は発明者は、その発明等に係る第5条第1項の規定による認定若しくは決定又は第10条第1項第3号若しくは第2項の規定による実施補償金の支払の決定に対して不服があるときは、第12条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対し、不服申出書（様式第5号）により不服の申出をすることができる。</p>	<p>（不服の申出）</p> <p>第15条 職務に関連して発明等をした職員又は発明者は、その発明等に係る第5条第1項の規定による認定若しくは決定又は第10条第1項第3号若しくは第2項の規定による実施補償金の支払の決定に対して不服があるときは、第12条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対し、不服申出書（様式第5号）により不服の申出をすることができる。</p>

（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正）

第14条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定により指名された者又は審査庁(当該審査庁が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合に限る。)</u>は、<u>同法第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合、同法第66条第1項において読み替えて準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)</u>の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が<u>経済的困難により手数料を納付する資力が無いと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、条例別表6の表65の項に掲げる手数料を減額し、又は免除する。</u></p> <p>5 <u>愛媛県行政不服審査会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力が無いと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、条例別表6の表66の項に掲げる手数料を減額し、又は免除する。</u></p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第15条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号(第4条関係) 面会(通信)制限決定通知書</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛媛県知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。</p> <p>2 省略</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第5号(第4条関係) 面会(通信)制限決定通知書</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛媛県知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。</p> <p>2 省略</p> <p>注 省略</p>

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第16条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号(第2条関係) 個人情報開示決定通知書</p> <p>様式第3号(その1)</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <p>1~3 省略</p> <p>4 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>審査請求</u>があったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部</p>	<p>様式第3号(第2条関係) 個人情報開示決定通知書</p> <p>様式第3号(その1)</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <p>1~3 省略</p> <p>4 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から<u>異議申立て</u>があったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部</p>

若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

注 省略

様式第3号(その2)

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注意

1～3 省略

- 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

注 省略

様式第4号(第2条関係) 個人情報非開示決定通知書

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第2条関係) 個人情報開示決定をした旨の通知書

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第2条関係) 個人情報訂正(利用停止)決定通知書

様式第11号(その1) 省略

様式第11号(その2)

若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

注 省略

様式第3号(その2)

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注意

1～3 省略

- 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

注 省略

様式第4号(第2条関係) 個人情報非開示決定通知書

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第2条関係) 個人情報開示決定をした旨の通知書

省略

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第2条関係) 個人情報訂正(利用停止)決定通知書

様式第11号(その1) 省略

様式第11号(その2)

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 省略

様式第12号（第2条関係） 個人情報非訂正（非利用停止）決定通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 省略

様式第15号（第2条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

省略	
次の審査請求については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしました。	
審査請求年月日	省略
審査請求の対象となった決定	省略 (審査請求に係る個人情報の内容)
省略	

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 省略

様式第12号（第2条関係） 個人情報非訂正（非利用停止）決定通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 省略

様式第15号（第2条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

省略	
次の異議申立てについては、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしました。	
異議申立年月日	省略
異議申立ての対象となった決定	省略 (異議申立てに係る個人情報の内容)
省略	

(愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第17条 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第7号（第10条、第16条関係） 林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。</td></tr> <tr><td>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と</td></tr> </table>	省略	なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。	また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と	<p>様式第7号（第10条、第16条関係） 林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。</td></tr> <tr><td>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と</td></tr> </table>	省略	なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。	また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と
省略							
なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。							
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と							
省略							
なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。							
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告と							

して（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

注 省略

して（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

省略

注 省略

（愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正）

第18条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則（平成18年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第12号（第2条関係） 資源循環促進税通知書兼納額告知書 （その1） 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>（その2） 加算金額のみを決定した場合の分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>（その3） 不申告加算金額のみを決定した場合の分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第12号（第2条関係） 資源循環促進税通知書兼納額告知書 （その1） 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>（その2） 加算金額のみを決定した場合の分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>（その3） 不申告加算金額のみを決定した場合の分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p>

（中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部改正）

第19条 中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第9号（第6条、第11条、第16条、様式第26号関係） 支援給付決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略 備考</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。</p> </div>	<p>様式第9号（第6条、第11条、第16条、様式第26号関係） 支援給付決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略 備考</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。</p> </div>

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

3 省略

注 省略

様式第9号の2（第6条、第11条、第16条関係） 配偶者支援金決定通知書

省略

備考

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

3 省略

注 省略

様式第10号（第6条関係） 支援給付申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から50日

_____ を経過しても

判決がないとき。

(2)・(3) 省略

3 省略

注 省略

様式第9号の2（第6条、第11条、第16条関係） 配偶者支援金決定通知書

省略

備考

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から50日

_____ を経過しても

判決がないとき。

(2)・(3) 省略

3 省略

注 省略

様式第10号（第6条関係） 支援給付申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

1・2 省略

注 省略

様式第10号の2（第6条関係） 配偶者支援金申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

1・2 省略

様式第11号（第6条関係） 支援給付廃止（停止）決定通知書

省略

備考

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

(1) 審査請求があった日から50日

_____ を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

1・2 省略

注 省略

様式第10号の2（第6条関係） 配偶者支援金申請却下通知書

省略

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から50日

_____ を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

1・2 省略

様式第11号（第6条関係） 支援給付廃止（停止）決定通知書

省略

備考

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から50日

_____ を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

注 省略

様式第11号の2（第6条関係） 配偶者支援金廃止決定通知書

省略

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

注 省略

様式第11号の2（第6条関係） 配偶者支援金廃止決定通知書

省略

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から50日

_____を経過しても判決がないとき。

(2)・(3) 省略

（愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第20条 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成25年愛媛県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第2条関係） （その1） 価額割用</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に _____ 審査請求をすることができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の _____ 審査請求に対する判決を経た後、その _____ 判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該 _____ 判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ア _____ 審査請求があった日から3箇月を経過しても _____ 判決がないとき。 イ 省略 ウ その他 _____ 判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>様式第2号（第2条関係） （その1） 価額割用</p> <p>省略</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に、<u>更正又は決定については異議申立てを、納額告知については審査請求を</u>することができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の <u>異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決</u>を経た後、その <u>決定又は判決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該 <u>決定又は判決</u>を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>異議申立て又は審査請求</u>があった日から3箇月を経過しても <u>決定又は判決</u>がないとき。 イ 省略 ウ その他 <u>決定又は判決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 省略

(その2) 出力割用

省略
注意
1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に_____審査請求をすることができます。
2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の_____審査請求に対する判決を経た後、その_____判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該_____判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア _____審査請求があった日から3箇月を経過しても_____判決がないとき。 イ 省略 ウ その他_____判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 省略

(その3)

省略
注意
1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>3箇月</u> 以内に愛媛県知事に_____審査請求をすることができます。
2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の_____審査請求に対する判決を経た後、その_____判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該_____判決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア _____審査請求があった日から3箇月を経過しても_____判決がないとき。 イ 省略 ウ その他_____判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 省略

備考 省略

(その2) 出力割用

省略
注意
1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に、 <u>更正又は決定については異議申立てを、納額告知については審査請求を</u> することができます。
2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の <u>異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決</u> を経た後、その <u>決定又は判決の送達</u> を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該 <u>決定又は判決</u> を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア <u>異議申立て又は審査請求</u> があった日から3箇月を経過しても <u>決定又は判決</u> がないとき。 イ 省略 ウ その他 <u>決定又は判決</u> を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 省略

(その3)

省略
注意
1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に愛媛県知事に、 <u>決定については異議申立てを、納額告知については審査請求を</u> することができます。
2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の <u>異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決</u> を経た後、その <u>決定又は判決の送達</u> を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該 <u>決定又は判決</u> を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア <u>異議申立て又は審査請求</u> があった日から3箇月を経過しても <u>決定又は判決</u> がないとき。 イ 省略 ウ その他 <u>決定又は判決</u> を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 省略

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定による改正後の愛媛県職員の職務発明等に関する規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後にされる愛媛県職員の職務発明等に関する規則第5条第1項の規定による認定若しくは決定又は同規則第10条第1項第3号若しくは第2項の規定による実施補償金の支払の決定(以下「認定等」という。)に係る不服の申出について適用し、同日前にされた認定等に係る不服の申出については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第8号

愛媛県障がいと理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障がいと理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県障がいと理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成28年愛媛県条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立ての方法等)

第2条 条例第9条第1項の規定による助言又はあっせんの申立ては、助言(あっせん)申立書(様式第1号)を知事に提出してしなければならない。

2 知事は、前項の規定による申立書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申立人に通知するものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第10条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第2号)とする。

(助言又はあっせんの打ち切り)

第4条 愛媛県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)は、条例第9条第1項の申立てがされた事案(以下「対象事案」という。)について、助言又はあっせんによる問題の解決の見込みがないと認めるときは、助言又はあっせんを打ち切ることができる。

2 調整委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを打ち切ったときは、対象事案の当事者その他の関係者に対し、その旨を通知するものとする。

(助言又はあっせんの報告)

第5条 調整委員会は、次に掲げるときは、知事に対し、助言又はあっせんの手続の経過及び結果を報告するものとする。

- (1) 助言又はあっせんの必要がないと認められるとき。
- (2) 対象事案の性質上、助言又はあっせんをすることが適当でないと認められるとき。
- (3) 助言又はあっせんにより対象事案についての問題が解決したと認められるとき。
- (4) その他助言又はあっせんを打ち切るとき。

(勧告の方法)

第6条 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(公表の方法等)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、愛媛県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第1項に規定する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与の方式)

第8条 条例第13条第2項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見書(様式第4号)を提出してするものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(意見を述べる機会の付与の通知の方式)

第9条 知事は、条例第13条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間をおいて、同条第1項に規定する者に対し、意見聴取通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(口頭による意見の陳述)

第10条 知事は、前条の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)が口頭により意見を述べるときは、その指定する職員にこれを聴取させることがある。

2 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、口頭意見陳述日時等変更申出書(様式第6号)により、口頭による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 知事は、前項の規定による申出又は職権により、口頭意見陳述の日時又は場所を変更することができる。

4 知事は、前項の規定により口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。

(意見書を提出しない場合等の取扱い)

第11条 当事者が提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(代理人の選任等)

第12条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

(愛媛県障がい者差別解消調整委員会の委員)

第13条 調整委員会の委員(以下「委員」という。)は、再任されることができる。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第14条 調整委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調整委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第16条 調整委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第17条 調整委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(委任)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 助言(あっせん)申立書

助言(あっせん)申立書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申立人 氏 名
電話番号

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成28年愛媛県条例第19号)第9条第1項の規定により、次のとおり { 助 言 }
{ あっせん } の申立てをします。

差別を受けたとされる者	住 所	
	氏 名	
差別をしたとされる者	住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)	
	氏名(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	
差別の概要		
求める助言又はあっせんの内容		
そ の 他		

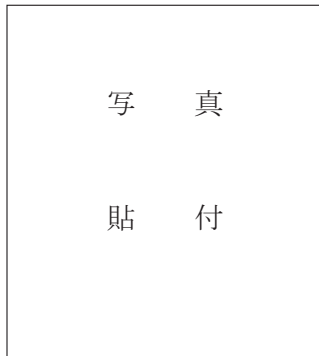
注 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第3条関係) 身分証明書

(表)

身 分 証 明 書

第 号



所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第10条第5項の職員又は広域専門相談員であることを証明する。

年 月 日交付

愛媛県知事



(裏)

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（抜粋）

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する障がい理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2・3 省略

(事実の調査)

第10条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査をするものとする。

2 省略

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に第1項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 省略

5 第1項の調査を行う職員又は広域専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号(第6条関係) 勧告書

第 号
年 月 日

勧 告 書

様

愛媛県知事 印

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第12条第2項の規定により、次のとおり勧告する。

<p>勧告の内容</p>	
<p>勧告の原因 となる事実</p>	
<p>注 意</p>	<p>正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により、愛媛県障がいによる差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第7条第2項に掲げる事項を公表されることがあります。</p>

様式第4号(第8条、第11条関係) 意見書

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">意 見 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">当事者</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名 (名 称) ㊟</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p>	
<p>意見聴取通知書の 番号及び日付</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見</p>	
<p>備 考</p>	

注1 当事者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

様式第5号（第9条、様式第4号、様式第6号関係） 意見聴取通知書

(表)

意見聴取通知書		第 号 年 月 日
様		
		愛媛県知事 印
<p>次のとおり意見の聴取を行うので、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第9条の規定により通知する。</p>		
予定される公表の原因となる事実		
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第13条第1項	
意見書の提出先		
意見書の提出期限	年 月 日まで	
備 考		

注1 口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

3 意見の陳述に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

意見の陳述に際しての留意事項

- 1 意見書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭により意見を述べる場合は、意見書を提出する必要はありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに意見書の提出がないとき、又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭意見陳述を行う場合において、病気その他のやむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書により、口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の陳述に際しては、代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の陳述に関する一切の手続を委任する旨を明示した委任状を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭意見陳述の期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

様式第6号（第10条、様式第5号関係） 口頭意見陳述日時等変更申出書

口 頭 意 見 陳 述 日 時 等 変 更 申 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
当事者
氏 名 (名 称) ㊟

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第10条第2項の規定により、次のとおり口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。

意 見 聴 取 通 知 書
の 番 号 及 び 日 付

第 号
年 月 日

申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	

申 出 の 理 由

注 当事者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

○愛媛県規則第9号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（内容及び手続の説明の方法）</p> <p>第3条 条例第9条（条例第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第135条、第146条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下同じ。）<u> </u>、第152条（条例第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織（指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条<u> </u>、第152条、第220条第1項又は第242条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>第19条及び第20条 削除</p>	<p>（内容及び手続の説明の方法）</p> <p>第3条 条例第9条（条例第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第135条、第146条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下同じ。）<u>、第120条、</u>第152条（条例第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織（指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条<u>、第120条、</u>第152条、第220条第1項又は第242条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の開催に係る期間）</p> <p>第19条 条例第129条第2項の規則で定める期間は、おおむね6月とする。</p> <p>（指定療養通所介護の提供に関する記録）</p> <p>第20条 条例第130条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 条例第129条第2項の規定による検討の結果についての記録</p> <p>(3) 条例第113条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 条例第113条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 条例第111条の2第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考
技術 開発 関係	機械	1～12 省略				技術 開発 関係	機械	1～12 省略			
		13 形状粗さ測定機	1時間	430円				金属 用機 器	13 形状粗さ測定機	1時間	640円
	用機 器	14～20 省略					21 イオン窒化炉		1時間	2,050円	
		21 省略					22 省略				
		22 省略					23 省略				
		23 省略					24 省略				
		24 省略					25 省略				
		25 省略					26 省略				
		26 省略					27 省略				
		27 省略					28 省略				
		28 省略					29 省略				
		29 省略					30 省略				
		30 省略					31 省略				
		31 省略					32 マイクロスコープ	1時間	640円		
		32 省略					33 省略				
		33 省略					34 省略				
		34 省略					35 省略				
		35 省略					36 酸素窒素同時分析装置	1時間	1,510円		
		36 省略					37 省略				
		37 省略					38 省略				
		38 省略					39 省略				
	39 省略				40 省略						
40 省略				41 省略							
41 省略				42 省略							
42 省略				43 省略							
				44 省略							
				45 省略							

		43 省略			
		44 省略			
		45 省略			
		46 3 D超音波検査装置	1時間	540円	
	電子用機器	1 ~ 15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
	省略				
食品産業関係	食品加工用機器	1 ~ 13 省略			
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		46 省略			
		47 省略			
		48 省略			
	電子用機器	1 ~ 15 省略			
		16 衝撃試験装置	1時間	750円	
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 EMI測定システム	1時間	430円	
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
	省略				
食品産業関係	食品加工用機器	1 ~ 13 省略			
		14 スーパーマスコロイダー	1時間	540円	
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			

27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	省略			
51	省略			
52	省略			
53	省略			
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	省略			
62	省略			
63	省略			
64	省略			
65	省略			
66	デジタルマイクロス コープ	1時間	430円	
67	食品充填包装装置	1時間	430円	

28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	画像認識システム	1時間	430円	
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	食品組織観察装置	1時間	430円	
50	省略			
51	省略			
52	省略			
53	省略			
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	省略			
62	省略			
63	省略			
64	省略			
65	省略			
66	省略			
67	省略			
68	省略			

窯業 関係	省略	68 食品粉碎機	1時間	430円	
	窯業 用機 器	1~22 省略			
		23 粒度分布測定装置	1時間	430円	省略
		24~37 省略			
		38 熱分析装置	1時間	430円	
繊維 産業 関係	染織 用機 器	1~13 省略			
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 インクジェットプリンティングマシン	1時間	6,910円	
		31 回転式ドラム染色脱水乾燥機	1時間	1,620円	
		32 顕微赤外分光光度計	1時間	540円	
33 ハイスピードカメラ	1時間	430円			
紙産 業関 係	省略				
	物理 試験 用機 器	1~17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			

窯業 関係	省略				
	窯業 用機 器	1~22 省略			
		23 粒度分布測定装置	1時間	540円	省略
		24~37 省略			
		繊維 産業 関係	染織 用機 器	1~13 省略	
14 顕微鏡システム	1時間	860円			
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 電気透析装置	1時間	540円			
19 ATR赤外分光光度測定機	1時間	430円			
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					
27 省略					
28 省略					
29 省略					
30 省略					
31 省略					
32 省略					
紙産 業関 係	省略				
	物理 試験 用機 器	1~17 省略			
		18 生物顕微鏡	1時間	750円	
		19 実体顕微鏡	1時間	540円	
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
26 省略					

	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
	33 生物・実体顕微鏡	1時間	540円	
化学 試験 用機 器	1～38 省略			
	39 X線CT	1時間	430円	
	40 ナノ粒子分析装置	1時間	430円	
	41 超高速液体クロマト グラフ	1時間	540円	
省略				

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額		
				A	B	C
省略				円	円	円
繊維 産業 関係	省略					
	染織 整理 等試 作加 工	1 省略				
		2 染色 (1)～(5) 省略				
		3～5 省略				
省略						
省略						

注 省略

	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
	33 省略			
	34 省略			
化学 試験 用機 器	1～38 省略			
省略				

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額			
				A	B	C	
省略				円	円	円	
繊維 産業 関係	省略						
	染織 整理 等試 作加 工	1 省略					
		2 染色 (1)～(5) 省略					
		(6) なつ染	1メー トル			3,240	2,370
		(7) 無製版な つ染	1メー トル	5,720			
3～5 省略							
省略							
省略							

注 省略

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第11号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

第 5 条 省略

(管理者の要件等)

第 5 条 の 2 条 例 第 12 条 第 2 項 の 規 則 で 定 め る 広 告 物 又 は 掲 出 物 件 (以 下 「 広 告 物 等 」 と い う 。) は 、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る も の と す る 。

(1) は り 紙 、 は り 札 等 、 立 看 板 等 、 塗 装 、 広 告 幕 、 広 告 旗 及 び ア ド バ ル ー ン

(2) 表 示 面 積 が 10 平 方 メ ー ト ル 以 下 で あり 、 か つ 、 高 さ が 4 メ ー ト ル 以 下 で あり である も の

2 条 例 第 12 条 第 3 項 の 規 則 で 定 め る 者 は 、 第 23 条 第 1 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 と す る 。

(申 請 又 は 届 出)

第 6 条 次 の 各 号 に 掲 げ る 申 請 又 は 届 出 は 、 当 該 各 号 に 定 め る 様 式 に よ り 、 申 請 書 は 正 副 2 通 、 届 出 書 は 1 通 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

(1) ・ (2) 省 略

(3) 条 例 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 広 告 物 等 _____ を 管 理 す る 者 の 設 置 、 変 更 又 は 廃 止 の 届 出 様 式 第 4 号

(4) ~ (6) 省 略

2 新 た に 広 告 物 等 を 管 理 す る 者 を 置 き 、 又 は 広 告 物 等 を 管 理 す る 者 を 変 更 し よ う と す る 場 合 に お い て 、 条 例 第 6 条 第 1 項 、 第 7 条 第 3 項 各 号 又 は 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可 を 受 け た と き は 、 条 例 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 が あ つ た も の と み な す 。

様 式 第 1 号 (第 3 条 関 係) 公 共 掲 示 板 利 用 申 請 書

省 略

注 1 ~ 5 省 略

様 式 第 2 号 (第 6 条 関 係) 屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書

(表)

省 略		
表 示 又 は 設 置 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
新 管 理 者	住 所	電 話 () -
	氏 名	
	資 格 等	屋 外 広 告 士 職 業 訓 練 指 導 員 免 許 所 持 者 技 能 検 定 合 格 者 職 業 訓 練 修 了 者 建 築 士 電 気 工 事 士 電 気 主 任 技 術 者
省 略		
屋 外 広 告 業 の 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	申 請 者	年 月 日 第 号
	新 管 理 者	年 月 日 第 号
	省 略	
省 略		

第 5 条 省略

(申 請 又 は 届 出)

第 6 条 次 の 各 号 に 掲 げ る 申 請 又 は 届 出 は 、 当 該 各 号 に 定 め る 様 式 に よ り 、 申 請 書 は 正 副 2 通 、 届 出 書 は 1 通 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

(1) ・ (2) 省 略

(3) 条 例 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 広 告 物 又 は 掲 出 物 件 (以 下 「 広 告 物 等 」 と い う 。) を 管 理 す る 者 の 設 置 、 変 更 又 は 廃 止 の 届 出 様 式 第 4 号

(4) ~ (6) 省 略

様 式 第 1 号 (第 3 条 関 係) 公 共 掲 示 板 利 用 申 請 書

省 略

注 1 ~ 5 省 略

6 管 理 者 を 別 に 定 め る 場 合 に は 、 屋 外 広 告 物 管 理 者 設 置 (変 更 ・ 廃 止) 届 出 書 (様 式 第 4 号) を 併 せ て 提 出 す る こ と 。

様 式 第 2 号 (第 6 条 関 係) 屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書

(表)

省 略		
表 示 又 は 設 置 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
屋 外 広 告 業 の 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	申 請 者	年 月 日 第 号
	省 略	
	省 略	
省 略		

注 1 不 要 の 文 字 は 、 抹 消 す る こ と 。

2 申 請 者 が 個 人 の 場 合 に あ つ て は 、 記 名 押 印 に 代 えて 署 名 す る こ と が で き る 。

- 3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。
- 4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入すること。
- 5 印の欄は、記入しないこと。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
 - (1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつてはカラー写真
 - (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し
- 7 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第4号）を併せて提出すること。

(裏)

省略

(裏)

省略

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合に記入すること。

5 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をいう。

6 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者、新たに置かれる管理者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入すること。

7 印の欄は、記入しないこと。

8 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつてはカラー写真及び屋外広告物安全点検結果報告書（別紙）

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

(3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを証する書類の写し

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書

(表)

省略		
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
新 管 理 者	住 所	電話() - _____
	氏 名	
	資 格 等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓 練修了者 建築士 電気工事士
		電気主任技術者

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書

(表)

省略	
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで

省略		
屋外広告業の登録年月日及び登録番号	申請者	年月日第号
	新管理者	年月日第号
	省略	
省略		

省略		
屋外広告業の登録年月日及び登録番号	申請者	年月日第号
	省略	
	省略	
省略		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入すること。

5 印の欄は、記入しないこと。

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

7 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第4号）を併せて提出すること。

(裏)

(裏)

省略

省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者
を変更しようとする場合に記入すること。

5 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年
愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をい
う。

6 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請
者、新たに置かれる管理者又は工事施行者が屋外広告業者
である場合に記入すること。

7 印の欄は、記入しないこと。

8 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様
書及び図面

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人
の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は
物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

(3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする
場合にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広
告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを
証する書類の写し

(4) 表示内容を変更する場合にあつては、旧広告の写真

様式第4号（第6条 _____ 関係） 屋外広告物
管理者設置（変更・廃止）届出書

注 表示内容に変更のある場合は、旧広告の写真を添付するこ
と。

様式第4号（第6条、様式第1号 様式第3号関係） 屋外広告物
管理者設置（変更・廃止）届出書

省略

省略

管 理 者	新	省略	
		氏 名	
		資 格 等	屋外広告士 職業訓練指導員免許所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者
	旧	省略	
		氏 名	
		資 格 等	屋外広告士 職業訓練指導員免許所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者
省略			

注 1 省略

2 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

3 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をいう。

4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は新たに置かれる管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

5 新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを証する書類の写しを添付すること。

管 理 者	新	省略	
		氏 名	
	旧	省略	
		氏 名	
	省略		

注 1 省略

2 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は変更後の管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第2条 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号に別紙として次のように加える。

別紙

屋外広告物安全点検結果報告書

許 可 番 号	第 号
種 類	
設 置 日	年 月 日 (年経過)
表示又は設置の場所	市 郡 町 番地
点 検 年 月 日	年 月 日
点 検 の 方 法	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 打診 <input type="checkbox"/> 触診 <input type="checkbox"/> その他 ()

点 検 項 目	異常	異 常 の 内 容	処理	処 理 の 内 容
1 取付(支持)部分の変形又は腐食	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
2 主要部材の変形又は腐食	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
3 ボルト、ビス等のゆるみ又はさび	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
4 表示面の汚染、変色又は剥離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
5 表示面の破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
6 照明装置、電気配線等の破損又は劣化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	
7 その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

住 所 _____
 点検者 氏 名 _____ (印)
 資格等の名称 _____

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 管理者を置いているときは、当該管理者が点検をすること。
 3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

附 則

- この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の次に1条を加える改正規定（第5条の2第2項に係る部分に限る。）は、平成30年10月1日から施行する。
- この規則の施行の日から平成30年9月30日までの間は、第1条の規定による改正後の愛媛県屋外広告物条例施行規則様式第2号注8(3)及び様式第3号注8(3)中「にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であること」とあるのは「であつて、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第26号）による改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であるときにあつては、これ」と、同規則様式第4号注5中「愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であること」とあるのは「愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第26号）による改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者である場合にあつては、これ」とする。

告 示

○愛媛県告示第374号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(19) 省略 <u>(20) 省略</u> <u>(21) 省略</u> <u>(22) 省略</u> <u>(23) 省略</u> 2 省略	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(19) 省略 <u>(20) 植物くん蒸所使用料</u> <u>(21) 省略</u> <u>(22) 省略</u> <u>(23) 省略</u> <u>(24) 省略</u> 2 省略

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所長の専決事項） 第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。 (1) 省略	（所長の専決事項） 第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。 (1) 省略

<p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(21) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て_____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て_____に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(21) 省略</p> <p>2 省略</p>
---	---

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決処理）</p> <p>第5条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（専決処理）</p> <p>第5条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て_____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て_____に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県研修所規程の一部改正）

第3条 愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(9) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て_____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て_____に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(9) 省略</p>

（愛媛県計量検定所処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県計量検定所処務規程（昭和33年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(15) 省略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(15) 省略</p>

(愛媛県立高等技術専門校処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県立高等技術専門校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決)</p> <p>第4条 校長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)～(9) 省略</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 校長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)～(9) 省略</p>

(愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県産業技術研究所処務規程(昭和36年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。))に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県大阪事務所処務規程(昭和39年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の請求(申請を含む。)の申請に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(10) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の請求(申請を含む。)の申請に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(10) 省略</p>

(官報報告規程の一部改正)

第8条 官報報告規程(昭和39年愛媛県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(官報掲載事項)</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があつた場合又はその審査請求に対する _____ 裁決をした場合のその要旨</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>3~6 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1 省略		2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があつた場合又はその審査請求に対する _____ 裁決をした場合のその要旨	省略	3~6 省略		<p>(官報掲載事項)</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>3~6 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1 省略		2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	省略	3~6 省略	
左 欄	右 欄																
1 省略																	
2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があつた場合又はその審査請求に対する _____ 裁決をした場合のその要旨	省略																
3~6 省略																	
左 欄	右 欄																
1 省略																	
2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	省略																
3~6 省略																	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

(地方税)

審査請求があつた場合

愛媛県(市・町)

地方税

××税について次のとおり審査請求があつた。

- 一 審査請求人の住所及び氏名
- 二 審査請求があつた日
- 三 審査請求の目的となつた処分
- 四 審査請求の概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

審査請求に対する裁決をした場合

愛媛県(市・町)

地方税

×月×日第×号紙に掲載された審査請求について次のとおり裁決した。

- 一 審査請求人の住所及び氏名
- 二 審査請求があつた日
- 三 審査請求の目的となつた処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 裁決の日
- 六 裁決の内容
- 七 その他必要な事項

(愛媛県立さつき寮処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県立さつき寮処務規程(昭和39年愛媛県訓令第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 寮長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(9) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 寮長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(9) 省略</p>

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程(昭和40年愛媛県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(12) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)~(12) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決)</p> <p>第4条 事務局長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(事務局長の専決)</p> <p>第4条 事務局長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p> <p>(3) 省略</p>

- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。(4)
- (5) 省略

- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。(4)
- (5) 省略

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

第12条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。(3)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。(5)</p> <p>(6)～(10) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。(3)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。(5)</p> <p>(6)～(10) 省略</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正）

第13条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決）</p> <p>第5条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。(2)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。(4)</p> <p>(5)～(7) 省略</p>	<p>（専決）</p> <p>第5条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。(2)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。(4)</p> <p>(5)～(7) 省略</p>

（愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正）

第14条 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>

(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。	(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。
(4) 省略	(4) 省略
(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。	(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____に関するものを除く。）。
(6)～(11) 省略	(6)～(11) 省略
2 省略	2 省略

（愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正）

第15条 愛媛県病害虫防除所処務規程（昭和46年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(9) 省略</p>

（愛媛県消費生活センター処務規程の一部改正）

第16条 愛媛県消費生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(10) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(10) 省略</p>

（愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正）

第17条 愛媛県心と体の健康センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専 決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(27) 省略</p>	<p>(専 決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(27) 省略</p>

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第18条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専 決 事 項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(専 決 事 項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第19条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の 種 類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知 事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長 主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 公文 書の公 開に関</td> <td>1～4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る審査請求等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	専決者			部 長	局 長	課 長 主 幹	1・2 省略						3 公文 書の公 開に関	1～4 省略					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る審査請求等					<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の 種 類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知 事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長 主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 公文 書の公 開に関</td> <td>1～4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	専決者			部 長	局 長	課 長 主 幹	1・2 省略						3 公文 書の公 開に関	1～4 省略					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等				
事務の 種 類			事 項	決裁区分																																																									
				知 事	専決者																																																								
	部 長	局 長			課 長 主 幹																																																								
1・2 省略																																																													
3 公文 書の公 開に関	1～4 省略																																																												
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る審査請求等																																																												
事務の 種 類	事 項	決裁区分																																																											
		知 事	専決者																																																										
			部 長	局 長	課 長 主 幹																																																								
1・2 省略																																																													
3 公文 書の公 開に関	1～4 省略																																																												
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等																																																												

する事務	すること。						
	(1)~(3) 省略						
4 省略							
5 愛媛 県個人 情報保 護条例 の施行 に關す る事務	1 ~ 8 省略						
	9 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る審査請求 〳に關すること。						
	(1)・(2) 省略						
6 省略							
7 争訟 に關す る事務	1 省略						
	2 行政不服審査法の施行に關すること。						
	(1) 審理員の指名(第9条第1項、第66条第1項)		—				
	(2) 審査請求人の地位の承継の届出の受理(第15条第3項、第61条、第66条第1項)						—
	(3) 審査請求人の地位の承継の許可(第15条第6項、第61条、第66条第1項)		—				
	(4) 審査請求書の補正命令(第23条、第61条、第66条第1項)						—
	(5) 執行停止(第25条第2項、第61条)		—				
	(6) 執行停止の取消し(第26条、第61条)		—				
	(7) 諮問(第43条第1項、第3項)		—				
	3 行政不服審査法の施行に關すること(審理員を指名しない場合に限る。)						
	(1) 総代の互選命令(第9条第3項、第11条第2項)						—
	(2) 利害関係人の参加の許可(第9条第3項、第13条第1項)						—
	(3) 利害関係人の参加要求(第9条第3項、第13条第2項)						—
	(4) 弁明書の提出要求及び作成(第9条第3項、第29条第2項、第5項)						—
	(5) 反論書等の提出期間の決定(第9条第3項、第30条第1項、第2項)						—

(6) 反論書等の送付(第9条第3項、第30条第3項)					—
(7) 口頭意見陳述に関すること。					
ア 主宰する職員の指名					—
イ 期日及び場所の指定(第9条第3項、第31条第2項)					—
ウ 補佐人の出頭の許可(第9条第3項、第31条第3項)					—
(8) 証拠書類等の提出期間の決定(第9条第3項、第32条第3項)					—
(9) 物件の提出要求(第9条第3項、第33条)					—
(10) 参考人の陳述及び鑑定を要求(第9条第3項、第34条)					—
(11) 検証の実施(第9条第3項、第35条)					—
(12) 審理手続の申立てに関する意見の聴取等(第9条第3項、第37条)					—
(13) 提出書類等の閲覧の決定等(第9条第3項、第38条第1項から第3項まで)					—
(14) 手数料の減免(第9条第3項、第38条第5項、愛媛県手数料条例第4条第1項、第2項)					—
(15) 審理手続の併合及び分離(第9条第3項、第39条)					—
(16) 審理手続の終結(第9条第3項、第41条)					—
8~27 省略					

- 備考 1 省略
- 2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)・(2) 省略
- (3) 7の部2の項⁽⁴⁾及び3の項
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- 3~6 省略
- 7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

8~27 省略					

- 備考 1 省略
- 2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- 3~6 省略
- 7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

- (1) ~ (5) 省略
- (6) 7の部2の項(1)、(3)及び(7)
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- 8 ~ 13 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 省略				
		2 決定、裁定及び審決 _に関すること。				
		(1)~(4) 省略				
		(5) 省略				

- (1) ~ (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- 8 ~ 13 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 省略				
		2 決定、裁定、裁決、審決 等に関すること。				
		(1)~(4) 省略				
		(5) 市町長、議員、行政委員、主要公務員等の資格の決定等に関する審査請求に対する裁決(第87条第2項、第118条第5項、第127条第4項、第143条第3項、第180条の5第8項、第184条第2項)				
		(6) 省略				
		(7) 給与等の決定に関する審査請求等に対する裁決(第206条第1項、第6項)				
		(8) 行政財産及び公の施設の使用処分に関する審査請求等に対する裁決(第238条の7第1項、第6項、第244条の4第1項、第6項)				
		(9) 賠償の命令に関する審査請求に対する裁決(第243条の2第10項)				

	(6) 省略						
	(7) 省略						
	3 ~ 6 省略						
2 省略							
3 住民 基本台 帳法の 施行に 関する 事務	1 ~ 6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
4 ~ 11 省略							
12 地方 税法の 施行に 関する 事務	1・2 省略						
	3 固定資産の評価等に関する こと。						
	(1)・(2) 省略						
	(3) 知事が評価する固定資産の 価格等の配分に係る調整の申出があつた場合 の措置、当該固定資産の配分価格等の調整並び に当該価格等の決定又は配分についての審査請求 に対する <u>裁決</u> を行つた場合の措置（第389条第4 項、第5項、第399条）						
	(4)~(7) 省略						
	4 省略						
13 ~ 18 省略							

	(10) 過料の決定に関する審 査請求等に対する <u>裁決</u> (第255条の3第2項、 第4項)						
	(11) 省略						
	(12) 省略						
	3 ~ 6 省略						
2 省略							
3 住民 基本台 帳法の 施行に 関する 事務	1 ~ 6 省略						
	7 市町長の処分に対する審 査請求に対する <u>裁決</u> （第31 条の4）						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
4 ~ 11 省略							
12 地方 税法の 施行に 関する 事務	1・2 省略						
	3 固定資産の評価等に関する こと。						
	(1)・(2) 省略						
	(3) 知事が評価する固定資産の 価格等の配分に係る調整の申出があつた場合 の措置、当該固定資産の配分価格等の調整並び に当該価格等の決定又は配分についての異議申立て に対する <u>決定</u> を行つた場合の措置（第389条第4 項、第5項、第399条）						
	(4)~(7) 省略						
	4 省略						
13 ~ 18 省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
私学 文書課	1 ~ 10 省略					
	11 行政 不服審 査法の 施行に	1 標準審理期間の決定及び 公表（第16条）	—			
		2 審理員名簿の作成及び公 表（第17条）			—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
私学 文書課	1 ~ 10 省略					

に関する 事務	3 不服申立ての処理状況の 公表（第85条）								
------------	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
消 防	1～5 省略					
防 災 安 全 課	6 高圧 ガス保 安法の 施行に 関する 事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関する こと。 (1)～(14) 省略				
	7 火薬 類取締 法の施 行に関 する事 務	1～3 省略				
		4 監督処分に関する こと。 (1)・(2) 省略				
8 武器 等製造 法の施 行に関 する事 務	1 省略					
9 省略						
	10 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関する こと。 (1)～(11) 省略				
		(12) 省略				
11～14 省略						

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
消 防	1～5 省略					
防 災 安 全 課	6 高圧 ガス保 安法の 施行に 関する 事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関する こと。 (1)～(14) 省略				
		(15) 処分に対する不服の 意見の聴取（第78条）				—
		6 省略				
7 火薬 類取締 法の施 行に関 する事 務	1～3 省略	1～3 省略				
		4 監督処分に関する こと。 (1)・(2) 省略				
		(3) 不服申立ての 手続にお ける意見 の聴取（第55 条）				—
8 武器 等製造 法の施 行に関 する事 務	1 省略					
	2 行政処分に対する 不服申 立ての 手続に おける 意見の 聴取（第30 条）				—	
9 省略						
	10 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関する こと。 (1)～(11) 省略				
		(12) 処分に対する 不服の 意見の 聴取（第92 条）				—
		(13) 省略				
11～14 省略						

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1～7 省略				
		8 障害者介護給付費等に係る審査請求に関すること。				
		(1)～(4) 省略				
	9 省略					
	3 省略					
4 児童福祉法の施行に関する事務	1～4 省略					
	5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る審査請求に関すること。					
	(1)～(3) 省略					
5～10 省略						

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～19 省略					
	20 小売商業調整特別措置法の施行に関する事務	1～8 省略				
21～23 省略						

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1～7 省略				
		8 障害者介護給付費等に係る不服審査に関すること。				
		(1)～(4) 省略				
	9 省略					
	3 省略					
4 児童福祉法の施行に関する事務	1～4 省略					
	5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る不服審査に関すること。					
	(1)～(3) 省略					
5～10 省略						

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～19 省略					
	20 小売商業調整特別措置法の施行に関する事務	1～8 省略				
		9 異議申立てに対する裁決（第20条）				
21～23 省略						

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農地整備課	1 土地改良法の施行に関する事務	1 省略				
		2 県営土地改良事業の採択に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 審査請求に係る意見の聴取(第87条第8項)				
		(3)~(5) 省略				
		3 省略				
		4 国県営土地改良事業の換地処分に関すること。				
		(1) 審査請求に係る意見の聴取(第87条第8項、第89条の2第4項、第5項)				
		(2)~(5) 省略				
		5~7 省略				
2~8 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農地整備課	1 土地改良法の施行に関する事務	1 省略				
		2 県営土地改良事業の採択に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 異議申立ての処理(第87条)				
		(3)~(5) 省略				
		3 省略				
		4 国県営土地改良事業の換地処分に関すること。				
		(1) 異議申立ての処理(第87条第5項から第10項まで、第89条の2第4項、第5項)				
		(2)~(5) 省略				
		5~7 省略				
2~8 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第20条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(6)の2 局内各課室の公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6)の3・(6)の4 省略</p> <p>(6)の5 局内各課室の個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(7)~(9) 省略</p> <p>2~9 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(2)の2 省略</p> <p>(2)の3 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。))に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p>	<p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(6)の2 局内各課室の公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(6)の3・(6)の4 省略</p> <p>(6)の5 局内各課室の個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。)</p> <p>(7)~(9) 省略</p> <p>2~9 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(2)の2 省略</p> <p>(2)の3 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。))に対する決定に係る不服申立て _____ (不服の申出を含む。)に関するものを除く。)</p>

(2)の4 省略

(2)の5 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。

(2)の6～(26)の16 省略

2・3 省略

4 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) 省略

(4)の2 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。

(4)の3 省略

(4)の4 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。

(5)・(6) 省略

(2)の4 省略

(2)の5 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。

(2)の6～(26)の16 省略

2・3 省略

4 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) 省略

(4)の2 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。

(4)の3 省略

(4)の4 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。

(5)・(6) 省略

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第21条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(11) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(11) 省略</p>

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第22条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p>

(3) 省略	(3) 省略
(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u>	(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て <u>（個人情報）</u> ）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u>
(5)～(15) 省略	(5)～(15) 省略

（愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正）

第23条 愛媛県立子ども療育センター処務規程（平成19年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(5)～(12) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て <u>（個人情報）</u>）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て <u>（個人情報）</u>）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(5)～(12) 省略</p>

（愛媛県家畜病性鑑定所処務規程の一部改正）

第24条 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程（平成20年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(5)～(10) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て <u>（個人情報）</u>）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て <u>（個人情報）</u>）に関するものを除く。）。 <u>（個人情報）</u></p> <p>(5)～(10) 省略</p>

（愛媛県原子力センター処務規程の一部改正）

第25条 愛媛県原子力センター処務規程（平成22年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(11) 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(11) 省略</p>
---	--

（愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正）

第26条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定<u>又は当該請求に係る不作為についての審査請求</u>（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定<u>又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求</u>に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(16) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(16) 省略</p>

（愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正）

第27条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定<u>又は当該請求に係る不作為についての審査請求</u>（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定<u>又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求</u>に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(8) 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(5)～(8) 省略</p>

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 知事の処分又は不作為についての不服申立て（不服の申出を含む。）であって、この訓令の施行前にされた公文書の公開の請求（申請

を含む。以下「公開請求」という。)に対する決定若しくは個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求(以下「開示等請求」という。)に対する決定又はこの訓令の施行前にされた公開請求若しくは開示等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 第8条の規定による改正後の官報報告規程第2条の表2の項及び様式第2号の規定は、この訓令の施行の日以後にされる地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求について適用し、同日前にされたこれらの処分についての不服申立てについては、なお従前の例による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 1 - 9

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会規則の分類に関する規則(愛媛県人事委員会規則 1 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 規則は、次のように分類する。 省略 <u>4 0の系列 削除</u> 省略 15 0の系列 苦情処理 <u>16 0の系列 退職管理</u>	1 規則は、次のように分類する。 省略 <u>4 0の系列 職階制</u> 省略 15 0の系列 苦情処理

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 2 - 24

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則 2 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)・(2) 省略 (3) <u>採用候補者名簿及び昇任候補者名簿から採用候補者及び昇任候補者を提示すること。</u> (4)~(11) 省略 <u>(12) 職員の退職管理についての規制違反行為に関する届出等の処理に関すること。</u> (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略	(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)・(2) 省略 (3) <u>任用候補者名簿から任用候補者</u> <u>を提示すること。</u> (4)~(11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略

(18) 省略
 (19) 省略
 (20) 省略
 (21) 省略
 (22) 省略
 (23) 省略
 (24) 省略
 (25) 省略
 (26) 省略
 (27) 省略

(17) 省略
 (18) 省略
 (19) 省略
 (20) 省略
 (21) 省略
 (22) 省略
 (23) 省略
 (24) 省略
 (25) 省略
 (26) 省略

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 916

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 158）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（異動の制限）</p> <p>第 2 条 任命権者は、条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しない_____場合に限り、異動させることができる。</p>	<p>（異動の制限）</p> <p>第 2 条 任命権者は、条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事委員会の承認を得た場合に限り、異動させることができる。</p> <p>（号給の決定）</p> <p>第 3 条 第 1 号任期付研究員（条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項に規定する給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、2 号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1 号給</p> <p>(2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2 号給</p> <p>(3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3 号給</p> <p>(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその</p>

知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合

4号給

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合

5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合

6号給

2 第2号任期付研究員(条例第5条第2項に規定する第2号任期付研究員をいう。以下同じ。)の同項に規定する給料表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、3号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

1号給

(2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

2号給

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

3号給

第3条 省略

第4条 省略

第5条 省略

(裁量勤務の手続等)

第6条 条例第7条第1項の規定による職員の裁量による勤務(以下「裁量勤務」という。)に従事させることができる第1号任期付研究員(条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。)は、退職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができると思われる者に限るものとする。

2~4 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

(裁量勤務の手続等)

第7条 条例第7条第1項の規定による職員の裁量による勤務(以下「裁量勤務」という。)に従事させることができる第1号任期付研究員

は、退職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができると思われる者に限るものとする。

2~4 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 917

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(端数計算)</p> <p>第 2 条 特定任期付職員(条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。) について、条例第 7 条第 4 項の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>(初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p>第 7 条 前条の規定の適用を受ける第 2 条第 2 項任期付職員については、初任給等規則第 8 条の 2 第 1 号中「第 17 条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）第 6 条」と、初任給等規則第 24 条第 2 項第 2 号中「第 17 条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第 6 条」として、これらの規定を適用する。</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p>	<p>(特定任期付職員の号給の決定)</p> <p>第 2 条 特定任期付職員(条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。) の同項に規定する給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給</p> <p>(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給</p> <p>(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給</p> <p>(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4 号給</p> <p>(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5 号給</p> <p>(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6 号給</p> <p>(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7 号給</p> <p>(端数計算)</p> <p>第 3 条 特定任期付職員 _____ について、条例第 7 条第 4 項の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>(初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p>第 8 条 前条の規定の適用を受ける第 2 条第 2 項任期付職員については、初任給等規則第 8 条の 2 第 1 号中「第 17 条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）第 7 条」と、初任給等規則第 24 条第 2 項第 2 号中「第 17 条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第 7 条」として、これらの規定を適用する。</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>第 10 条 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1173

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p style="text-align: center;">（職務の級の分類基準）</p> <p>第 3 条 職員給与条例第 3 条第 3 項又は教育職員給与条例第 4 条第 2 項の人事委員会規則で定める職務は、別表第10の級別職務区分表に定める職の職務とする。</p> <p>別表第 1 から別表第 9 まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">（職務の級の分類基準）</p> <p>第 3 条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 から別表第 8 まで（級別標準職務表）に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第10（級別職務区分表）に定めるところによる。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1 級</td><td>定型的な業務を行う職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 級</td><td>係長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4 級</td><td>専門員の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td>主幹の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6 級</td><td>本庁課長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7 級</td><td>本庁上席課長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8 級</td><td>本庁局長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9 級</td><td>本庁部長の職務</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">公安職給料表級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1 級</td><td>巡査の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td>1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 級</td><td>1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任又は巡査長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4 級</td><td>1 高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td>1 課長補佐の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする係長の職務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6 級</td><td>本部課次長の職務</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1 級	定型的な業務を行う職務	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3 級	係長の職務	4 級	専門員の職務	5 級	主幹の職務	6 級	本庁課長の職務	7 級	本庁上席課長の職務	8 級	本庁局長の職務	9 級	本庁部長の職務	職務の級	標準的な職務	1 級	巡査の職務	2 級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務	3 級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任又は巡査長の職務	4 級	1 高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	5 級	1 課長補佐の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする係長の職務	6 級	本部課次長の職務
職務の級	標準的な職務																																		
1 級	定型的な業務を行う職務																																		
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務																																		
3 級	係長の職務																																		
4 級	専門員の職務																																		
5 級	主幹の職務																																		
6 級	本庁課長の職務																																		
7 級	本庁上席課長の職務																																		
8 級	本庁局長の職務																																		
9 級	本庁部長の職務																																		
職務の級	標準的な職務																																		
1 級	巡査の職務																																		
2 級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務																																		
3 級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任又は巡査長の職務																																		
4 級	1 高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務																																		
5 級	1 課長補佐の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする係長の職務																																		
6 級	本部課次長の職務																																		

7 級	本部課長の職務
8 級	本部部長の職務
9 級	特に困難な業務を所掌する本部部長の職務

別表第 3 (第 3 条関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	基礎的な研究又は補助的な研究を行う職務
2 級	1 試験研究機関の科長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき相当困難な研究を行う職務
3 級	1 相当高度の知識経験に基づき研究の総括、調整等を行う職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務
4 級	1 高度の知識経験に基づき研究の総括、調整等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務
5 級	1 試験研究機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の総括、調整等を行う職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う職務

別表第 4 (第 3 条関係)

医療職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	技師の職務
2 級	1 地方機関の長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき相当困難な医療業務を行う職務
3 級	1 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	1 本庁局長の職務 2 保健統括監の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

別表第 5 (第 3 条関係)

医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	栄養士、診療放射線技師、診療工ツクス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の職務
2 級	1 獣医師又は薬剤師の職務

	2 高度の知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療工ツクス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務
	3 高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長の職務
5 級	専門員の職務
6 級	地方機関の長又は課長の職務
7 級	特に困難な業務を所掌する地方機関の長又は課長の職務

別表第 6 (第 3 条関係)

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	主任の職務
4 級	地方機関の係長又は看護長の職務
5 級	地方機関の専門員の職務
6 級	地方機関の課長又は総看護長の職務
7 級	地方機関の長の職務

別表第 7 (第 3 条関係)

中学校・小学校教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	中学校、小学校又は中等教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	中学校、小学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
3 級	中学校若しくは小学校の校長の職務又は中学校、小学校若しくは中等教育学校の教頭の職務
4 級	相当の経験を必要とする中学校又は小学校の校長の職務

別表第 8 (第 3 条関係)

高等学校等教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の校長の職務又は相当の経験を必要とする高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教頭の職務

4 級	相当の経験を必要とする高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務
-----	--------------------------------------

別表第9 削除

別表第10 (第3条関係)

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	各事務部局	定型的な業務を行う主事若しくは技師又はこれらに相当する職
2 級	各事務部局	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師又はこれらに相当する職

別表第10 (第3条関係)

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務部局	主事(1級) 技師(1級) 主任主事(1級) 主任技師(1級) 社会福祉主事(1級)
	人事委員会の事務部局	主事(1級) 主任主事(1級)
	議会の事務部局	
	監査委員の事務部局	
2 級	教育委員会の事務部局	主事(2級) 技師(2級) 主任主事(2級) 主任技師(2級) 学芸員(2級) 司書(2級)
	警察の事務部局	主事(2級) 技師(2級) 主任主事(2級) 主任技師(2級)
	知事の事務部局	主事(2級) 技師(2級) 主任主事(2級) 主任技師(2級) 社会福祉主事(2級)
	人事委員会の事務部局	主事(2級) 主任主事(2級)
2 級	議会の事務部局	
	監査委員の事務部局	
	教育委員会の事務部局	主事(2級) 技師(2級) 主任主事(2級) 主任技師(2級) 学芸員(2級) 司書(2級)
警察の事務部局	主事(2級) 技師(2級) 主任主事(2級) 主任技師(2級)	

3 級	知事の事務部局	— 省略 — 省略	3 級	知事の事務部局	係長 省略 主任 省略
	人事委員会の事務部局	担当係長		人事委員会の事務部局	係長 担当係長
	議会の事務部局			議会の事務部局	主任
	監査委員の事務部局			監査委員の事務部局	担当係長 主任
	教育委員会の事務部局	— 省略 — 省略		教育委員会の事務部局	係長 省略 主任 省略
				警察の事務部局	係長 主任
4 級	知事の事務部局	— 省略	4 級	知事の事務部局	専門員（4級） 省略
				人事委員会の事務部局	専門員（4級）
				議会の事務部局	
				監査委員の事務部局	
	教育委員会の事務部局	— 省略		教育委員会の事務部局	専門員（4級） 省略
	警察の事務部局	— 省略		警察の事務部局	専門員（4級） 省略
5 級	知事の事務部局	— 省略 — 省略 — 省略	5 級	知事の事務部局	課長補佐 省略 主幹 省略 地方機関の課長（5級） 省略
	省略			省略	
	議会の事務部局	— 省略		議会の事務部局	主幹 省略
	監査委員の事務部局	— 省略 — 省略		監査委員の事務部局	課長補佐 主幹 省略 地方機関の課長 省略
	警察の事務部局	— 省略		警察の事務部局	本部の課長補佐 省略
6 級	知事の事務部局	— 省略	6 級	知事の事務部局	本庁課長 省略
	省略			省略	
	議会の事務部局	— 省略		議会の事務部局	課長 省略

	省略	
	教育委員会の事務部局	省略
	警察の事務部局	省略
省略		
8 級	知事の事務部局	省略
	省略	
9 級	議会の事務部局	省略
	省略	
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
2 級	主任（2 級）_____に相当する伝令、分隊長、教官又は_____課付
3 級	係長（3 級）_____に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官又は_____課付 主任（3 級）_____に相当する伝令、分隊長、教官又は_____課付
4 級	省略 係長（4 級）_____に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官又は_____課付 主任（4 級）_____に相当する伝令、分隊長、教官又は_____課付 省略
5 級	課長補佐（5 級）_____に相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長_____、交番所長、師範、教官、課付、隊付又は_____署付 上席係長（5 級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長_____、交番所長、交番副所

	省略	
	教育委員会の事務部局	本庁課長 省略
	警察の事務部局	本部課長 省略
省略		
8 級	知事の事務部局	本庁局長（えひめ国体推進局長を除く。） 省略 地方局の部長 省略
	省略	
9 級	議会の事務部局	本庁部長 省略 会計管理者 省略 地方局長 省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	巡査（1 級）
2 級	主任（2 級）又はこれに相当する伝令、分隊長、教官若しくは課付 巡査長（2 級） 巡査（2 級）
3 級	係長（3 級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 主任（3 級）又はこれに相当する伝令、分隊長、教官若しくは課付 巡査長（3 級）
4 級	省略 係長（4 級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 主任（4 級）又はこれに相当する伝令、分隊長、教官若しくは課付 省略
5 級	課長補佐（5 級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、師範、教官、課付、隊付若しくは署付 上席係長（5 級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所

	<p>長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長（5級）_____に相当する技能指導官、小隊長_____、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官又は_____課付</p>
6級	<p>_____省略 _____省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長_____、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略</p>
7級	<p>_____省略 _____省略 _____省略 _____省略</p>
8級	<p>省略 _____省略 _____省略 _____省略</p>
9級	<p>_____省略 _____省略</p>

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2級	知事の事務部局	_____省略
	省略	
省略		

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2級	知事の事務部局	省略 _____省略

	<p>長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、<u>警察署の課長</u>、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付</p>
6級	<p><u>本部課次長（6級）</u> 省略 <u>警察署副署長（6級）</u> 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、<u>警察署の課長</u>、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略</p>
7級	<p><u>本部課長（7級）</u> 省略 <u>警察署長（7級）</u> 省略 <u>本部課次長（7級）</u> 省略 <u>警察署副署長（7級）</u> 省略</p>
8級	<p>省略 <u>参事官（8級）</u> 省略 <u>本部課長（8級）</u> 省略 <u>警察署長（8級）</u> 省略</p>
9級	<p><u>部長（9級）</u> 省略 <u>参事官（9級）</u> 省略</p>

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2級	知事の事務部局	<u>科長</u> 省略
	省略	
省略		

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2級	知事の事務部局	省略 <u>保健所の課長（3級）</u> 省略

3 級	知事の事務部局	省略 _____ _____ 省略
4 級	知事の事務部局	_____ 省略 _____ 省略

3 級	知事の事務部局	省略 保健所長（4 級） 保健所の課長（4 級） 省略
4 級	知事の事務部局	本庁局長 省略 保健所長（5 級） 省略

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務部局	技師（1 級）_____ 主任技師（1 級）
	省略	
2 級	知事の事務部局	技師（2 級）_____ _____ 主任技師（2 級）
	省略	
3 級		
	省略	
4 級	知事の事務部局	_____ 省略 _____
	省略	
5 級		
	省略	
6 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略 _____ 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 _____ _____ _____ _____

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務部局	定型的な業務を行う技師 _____
	省略	
2 級	知事の事務部局	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師 主任技師_____
	省略	
3 級	知事の事務部局	主任（3 級）
	省略	
4 級	知事の事務部局	係長 省略 主任（4 級）
	省略	
5 級	知事の事務部局	専門員（5 級）
	省略	
6 級	知事の事務部局	省略 地方機関の課長（6 級） 省略 保健所の主幹 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 家畜保健衛生所長 食肉衛生検査センター所長 動物愛護センター所長 家畜病性鑑定所長

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務部局	技師（1 級）_____ 省略
2 級	知事の事務部局	技師（2 級）_____ _____
4 級	知事の事務部局	_____ 省略 _____ _____

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務部局	定型的な業務を行う技師 省略
2 級	知事の事務部局	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師
3 級	知事の事務部局	主任（3 級）
4 級	知事の事務部局	係長 省略 看護長 主任（4 級）

6 級	知事の事務部局	_____

		省略

省略		

5 級	知事の事務部局	専門員
6 級	知事の事務部局	地方機関の課長 保健所の主幹 省略 子ども療育センター看護部長
省略		

7 中学校・小学校教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	養護教諭（1 級） 助教諭 養護助教諭 講師
2 級	教諭 養護教諭（2 級） 栄養教諭
特2 級	主幹教諭
3 級	校長（3 級） 教頭
4 級	校長（4 級）

7 高等学校等教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	教諭（1 級） _____ _____ _____ _____ _____

8 高等学校等教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	養護教諭（1 級） 栄養教諭（1 級） 助教諭 講師 養護助教諭 実習助手（1 級） 寄宿舎指導員（1 級）
2 級	教頭（2 級） 教諭 養護教諭（2 級） 栄養教諭（2 級） 実習助手（2 級） 寄宿舎指導員（2 級）
3 級	校長（3 級） 教頭（3 級）
4 級	校長（4 級）

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1～3	省略	
4	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1～3	省略	
4	中学卒	(1) 学校教育法による中学校_____若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 省略

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1174

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 4 条 条例第 6 条の 2 の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の 1 級、2 級又は特 2 級のものとする。</p> <p>（多学年学級担当手当）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>の 2 の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師で次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 4 条 条例第 6 条の 2 の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校 _____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の 1 級、2 級又は特 2 級のものとする。</p> <p>（多学年学級担当手当）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校 <u>又は中学校 _____</u> の 2 の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師で次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則16 - 0

職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2（第 8 項を除く。）及び第60条第 4 号から第 7 号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年愛媛県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する地方公共団体の執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第 3 条 法第38条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める法人は、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人

をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている職員とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表9級の部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職(えひめ国体推進局長を除く。)
- (2) 会計管理者
- (3) 地方局長
- (4) 病院管理監
- (5) 中央病院長
- (6) 中央病院事務局長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人、第4条に掲げる法人及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)別表に掲げる団体が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと認むるときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けるとする契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(様式第2号)を人事委員会に提出して行うものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第15条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第18条 法第60条第7号の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第20条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第21条に定めるものとする。

(国の部長又は課長に相当する職)

第20条 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)別表第1の区分が1種から4種までに該当する職(地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長及び第6条第1号から第3号までに掲げる職を除く。)
- (2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及び4種に該当する職(第6条第4号から第6号までに掲げる職を除く。)
- (3) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第21条 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当に関する規則別表第1の区分が1種から4種までに該当する職
- (2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及び4種に該当する職
- (3) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 任命権者が届出を要しないと認める場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出は、再就職届(様式第3号)を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出して行うものとする。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日

- (6) 再就職先の名称、所在地及び電話番号
- (7) 再就職先の事業内容
- (8) 再就職先における再就職者の地位
- (9) 再就職先における再就職者の職務内容

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。

様式第1号(第12条関係) 再就職者による依頼等の承認申請書

再就職者による依頼等の承認申請書						
					年 月 日	
任命権者		様				
				申請者	住所 ふりがな 氏名 ⑩	
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。 この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。						
申請者	生年月日					
	勤務先(営利企業等の名称)					
	勤務先における地位(役職等)					
	連絡先		電話番号		FAX番号	
	勤務先(営利企業等)の業務内容					
離職時及び離職前の状況	離職日		年 月 日			
	離職時の職					
	離職前5年間の在職状況等	所属・職	在職期間		職務内容	
			自	年	月	日
			至	年	月	日
		自	年	月	日	
	至	年	月	日		
要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係		在職していた地方公共団体の執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない				
		在職していた地方公共団体の執行機関の組織等において自らが決定した勤務先又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない				
要求又は依頼の対象となる職員		ふりがな 氏名		所属		
		職務内容				
要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容		<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの				
		<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度				
		<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない				
要求又は依頼の具体的な内容						
その他参考事項						
任命権者記入欄						
受理番号		処理結果区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下(承認を必要としない)			
承認又は不承認の理由						
承認番号		処理年月日	年 月 日			

注1 □のある欄は、該当のものにレ印を付けること。

2 「離職前5年間の在職状況等」の欄は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は職員の退職管理に関する条例(平成28年愛媛県条例第2号)第2条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

様式第2号（第13条関係） 再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

愛媛県人事委員会 様

所 属

職 名

届出者

生年月日

年 月 日

ふりがな

氏 名

印

要求又は依頼をした再就職者の氏名等	ふりがな 氏 名	要求又は依頼が行われた日時
		年 月 日 時
	再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
	離職時の所属	離職時の職
要求又は依頼の内容		

様式第3号(第24条関係) 再就職届

再 就 職 届

年 月 日

離職した職又はこれに相当する職の任命権者 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

生 年 月 日	
離職時の所属及び職	
離 職 日	
再 就 職 日	
再就職先の名称、所在地 及び電話番号	
再就職先の事業内容	
再就職先における本人の 地位(役職等)	
再就職先における本人の 職務内容	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（広報県民課）</p> <p>第23条 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公文書類の<u>接受及び発送</u> _____ に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>警察相談に関する<u>こと</u></u>。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第24条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>公文書類の編集及び保存に関する<u>こと</u></u>。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>（交通企画課）</p> <p>第46条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>交通事故防止対策一般に関する<u>こと</u></u>。</p>	<p>（広報県民課）</p> <p>第23条 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公文書類の<u>接受、<u>発送、編集及び保存</u></u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>警察総合相談の<u>受理及び管理</u></u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第24条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>事務能率の増進に関する<u>こと</u></u>。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>警察総合相談に関する<u>こと</u>（<u>広報県民課の所掌に属するもの</u>を除く。）</u>。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>（交通企画課）</p> <p>第46条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p>

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(音楽隊)

第59条 省略

2 音楽隊は、第23条第7号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(IT化対策推進室)

第59条の2 省略

2 IT化対策推進室は、第24条第1号及び第3号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(照会センター)

第60条 省略

2 照会センターは、第24条第4号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(人身安全対策室)

第67条 省略

2 人身安全対策室は、第33条第5号から第7号まで事務をつかさどる。

3・4 省略

第70条 省略

(許可事務等指導室)

第70条の2 生活環境課に、許可事務等指導室を附置する。

2 許可事務等指導室は、第36条第2号から第8号までの事務をつかさどる。

3 許可事務等指導室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、許可事務等指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第76条 省略

(交通事故分析・抑止対策室)

第76条の2 交通企画課に、交通事故分析・抑止対策室を附置する。

2 交通事故分析・抑止対策室は、第46条第2号及び第9号の事務をつかさどる。

3 交通事故分析・抑止対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、交通事故分析・抑止対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

別表(第79条関係)

警察署名	課名
愛媛県松山東警察署	省略
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今治警察署及び愛媛県松山西警察署	省略
愛媛県松山南警察署	省略

- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(音楽隊)

第59条 省略

2 音楽隊は、第23条第6号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(IT化対策推進室)

第59条の2 省略

2 IT化対策推進室は、第24条第1号、第2号及び第4号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(照会センター)

第60条 省略

2 照会センターは、第24条第5号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(人身安全対策室)

第67条 省略

2 人身安全対策室は、第33条第5号から第8号まで事務をつかさどる。

3・4 省略

第70条 省略

第76条 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
愛媛県松山東警察署	省略
_____愛媛県今治警察署及び愛媛県松山西警察署	省略
愛媛県松山南警察署	省略

愛媛県四国中央警察署 一、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略
省略	

愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略
省略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。